

地域包括支援センター
運営法人募集要項（案）

令和 年 月

堺市健康福祉局 長寿社会部 地域包括ケア推進課

1. 募集の目的

本市では、本市が定める21の日常生活圏域について、それぞれの圏域ごとに1ヶ所、地域包括支援センター（以下、「センター」という。）の設置しております。この度、令和3年4月から地域包括支援センター運営業務を受託する法人を募集します。

2. 実施業務

(1) 委託業務

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第1項に規定する包括的支援事業

(2) 事業者指定業務

法第8条の2第16項に規定する指定介護予防支援業務

※ 下記の関係法令、手引き等をよくご理解ください。

- ・介護保険法
- ・介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
- ・介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
- ・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）
- ・地域包括支援センターの手引き（厚生労働省老健局）
<http://www.mhlw.go.jp/topics/2007/03/tp0313-1.html>
- ・地域包括支援センター運営マニュアル（財団法人 長寿社会開発センター）
- ・介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務手引き（堺市）
- ・堺市超高齢社会に対応するための地域包括ケアシステムの推進に関する条例
- ・堺市地域包括ケアシステムの推進に関する施策に係る総合的な計画（よりそい安心ほっとプラン、その他関連計画）

3. 募集圏域（別紙1「各圏域の高齢者人口等」を参照ください）※令和元年度の体制で作成

圏域名	圏域の範囲（小学校区）	職員体制
堺1	三宝、錦西、市、英彰	4
堺2	錦、錦綾、浅香山、三国丘	4
堺3	熊野、少林寺、安井、榎	4
堺4	神石、新湊、大仙、大仙西	4
中1	八田荘、八田荘西、深井、深井西	4
中2	東百舌鳥、宮園、東深井、土師	4
中3	久世、東陶器、西陶器、福田、深阪	4
東1	南八下、八下西、日置荘、日置荘西、白鷺	4
東2	登美丘西、登美丘東、登美丘南、野田	4

西 1	浜寺、浜寺東、浜寺石津、浜寺昭和	4
西 2	鳳、鳳南、福泉、福泉上、福泉東	4
西 3	津久野、向丘、平岡、家原寺、上野芝	4
南 1	美木多、赤坂台、新檜尾台、城山台	4
南 2	福泉中央、桃山台、原山ひかり、庭代台、御池台	4
南 3	上神谷、宮山台、竹城台、竹城台東、若松台、茶山台	4
南 4	三原台、泉北高倉、はるみ、槇塚台	4
北 1	東浅香山、新浅香山、五箇荘、五箇荘東	4
北 2	東三国丘、光竜寺、新金岡、新金岡東	4
北 3	大泉、金岡、金岡南、北八下	4
北 4	中百舌鳥、百舌鳥、西百舌鳥	4
美原 1	美原区全域	4

4. 委託契約期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（6 年間）を予定し、契約は単年度ごとに締結するものとします。その後の契約については、介護保険法改正等の動きを見ながら検討していきます。

ただし、受託者が介護保険法及びこれに関連する政省令等に定められた事項を遵守しない場合等は、「堺市地域介護サービス運営協議会」（以下「運営協議会」という。）に諮り、期間の満了を待たずに契約を解除する場合があります。

5. 応募資格

包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であって、地域包括支援センター応募書類の提出日から選定結果通知日までの間において、次の要件をすべて満たす者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び堺市契約規則（昭和 50 年規則第 27 号）第 3 条の規定に該当しない者。
- (2) 堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成 11 年制定）に基づく入札参加停止又は入札参加回避を受けていない者及び入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていない者。

※選定事業者が、選定結果通知日から契約締結日までの間に上記措置を受けた場合あるいは上記措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合は選定事業者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (3) 堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 24 年制定）による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。）を受けていない者及び入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていない者。

※選定事業者が、選定結果通知日から契約締結日までの間に上記措置を受けた場合あるいは上記措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合は選定事業者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は更生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は再生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者

6. 人員配置（3. 募集圏域 表中の職員体制を参照ください。）

受注者は、次の(1)(2)(3)の資格を有する専従の常勤職員を各 1 名以上、合計 4 名以上配置し、管理者（兼務可能）を配置することとします。

(1) 保健師又はこれに準ずる者

準ずる者とは、地域ケア、地域保健等に関する経験があり、かつ高齢者に関する公衆衛生業務の経験が 1 年以上ある看護師（准看護師は含まない）をいう。

(2) 社会福祉士又はこれに準ずる者

準ずる者とは、福祉事務所等の現業員等の業務経験が 5 年以上又は介護支援専門員の業務経験が 3 年以上あり、かつ高齢者の保健・福祉に関する相談援助業務に 3 年以上従事した経験を有する者をいう。

(3) 主任介護支援専門員

※ 上記の他、指定介護予防支援業務に従事する職員を「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」に基づき、配置する必要があります（地域包括支援センター職員との兼務は可能ですが、包括的支援事業の実施に支障がでない人員体制としてください。）。

7. 業務対応時間

- (1) 業務日は月曜日から金曜日（祝日・年末を除く）とする。
- (2) 窓口開設時間は午前 9 時から午後 5 時 30 分とし、開設時間中は常時相談等に対応できるよう必要な勤務体制を組むこと。なお、業務時間帯以外であっても地域の住民の相談や関係団体等への会議の要請がある場合は、対応が可能となるように調整すること。
- (3) 上記(1) (2)の規定に関わらず、年間を通じて常時、緊急時には連絡がつき、必要に応じて訪問等の対応が可能な体制を確保すること。

8. 設備等

- (1) 地域包括支援センターを設置する予定である建物及び不動産については、建築基準法やその他の法令等を遵守していること。
- (2) 各日常生活圏域内に地域住民の利便性に配慮した場所に事務所を設置するとともに、バ

リアフリーに配慮した設備とすること。

- (3) 事務室及び相談室（プライバシーに配慮したもの）を設けること。なお、併設の事業所等がある場合は、地域包括支援センターの事務スペースとは分離すること。また、事務室には受け付け及び簡易な相談に対応できるような受付カウンターを設置すること。
- (4) 事務室内には事務机・椅子一式、施錠可能な書類保管庫を整備し、地域包括支援センターで専用利用できるパーソナルコンピューター（４台まで市から無償で貸与）、電話、プリンター、ファクシミリを設置すること。
- (5) 地域包括支援センター専用の電話、FAX、Eメールアドレスを取得すること。
- (6) 地域包括支援センターへの来訪者に配慮し、事務所の所在地がわかるように配慮した案内板を１つ以上設置し、地域住民への周知に努めること。
- (7) 第３号から前号の設備類及びその他の設備に関する経費は、受託者が負担すること。
なお、設備に関する費用や、その他設備に関する一切の責任は受託者が負うものとし、その他の契約についても本市は一切関与しないものとする。

9. 委託料等

以下の内容は令和３年度の予算成立を前提としているため、今後変更されることがあります。

(1) 包括的支援業務

委託料上限（令和３年４月１日～令和４年３月３１日の場合）

27,557 千円

<内訳>

基本費 26,357 千円

事務所費（賃貸の場合のみ） 1,200 千円

（運営法人の見積書に基づき、契約額を決定します。）

(2) 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務（別紙１「各圏域の高齢者人口等」を参照ください。）

指定介護予防支援業務・介護予防ケアマネジメント業務（以下、指定介護予防支援業務等）については、介護報酬（令和元年１２月現在 4,611 円/月、初回加算 3,210 円、初回型ケアマネジメント 7,821 円）が支払われます。ただし、指定介護予防支援業務等を一部委託する場合は、居宅支援事業所に１件 4,149 円/月、初回加算 3,049 円、初回型ケアマネジメント 7,198 円を支払うこととします。また、指定介護予防支援業務等を一部委託した国保連への請求業務は、社会福祉法人堺市社会福祉協議会が実施し、当法人に１件 200 円/月を支払うこととします。

10. 説明会

応募する法人は参加をお願いします。

開催日時：令和 年 月 日（ ） 時～時

開催場所：

申込締切：令和 年 月 日（ ）

1 1. 応募方法等

(1) 提出書類

「地域包括支援センター応募書類」のとおり

(2) 受付期間

日付：令和 年 月 日（ ）から令和 年 月 日（ ）まで

時間：9時から17時30分まで（土日祝を除く）

(3) 提出場所、方法

堺市役所本館 7 階 地域包括ケア推進課に持参してください。

(4) 提出部数

正本 1 部、副本 10 部（複写可）を提出してください。

詳しくは、「地域包括支援センター応募書類」をご覧ください。

1 2. 選定について

(1) 選定方法

堺市地域介護サービス運営協議会に設置した地域包括支援センター選定部会において、応募者の審査を行います。

(2) 選定基準

書類審査及びプレゼンテーション（ただし、応募が 1 法人の場合は書類審査のみ）

項目	配点
法人に関する事項	8 5
運営方針・事業計画	1 0 0
センター運営に関する事項	1 1 5
合計	3 0 0

1 3. スケジュール

令和 2 年 5 月 1 日	募集要項公開
令和 2 年 5 月 11 日	説明会開催
令和 2 年 5 月 12 日	募集開始
令和 2 年 7 月 10 日	募集締切
令和 2 年 8 月～10 月	選定部会開催
令和 2 年 11 月上旬	運営法人の決定、選定結果の通知
令和 3 年 1 月～3 月	開設準備、業務説明・引き継ぎ
令和 3 年 4 月 1 日	運営開始

1 4. 提出及び問い合わせ先

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

堺市健康福祉局 長寿社会部 地域包括ケア推進課 在宅支援係

TEL 072-228-0375

FAX 072-228-8918
e-mail chisui@city.sakai.lg.jp

地域包括支援センター応募書類（案）

○応募様式

- 様式第 1 号 地域包括支援センター応募書
- 様式第 2 号 法人の概要
- 様式第 3 号 介護保険サービスの実績
- 様式第 4 号 運営方針・事業計画
- 様式第 5 号 実施体制
- 様式第 6 号 職員の経歴書
 - 1. 保健師等
 - 2. 社会福祉士等
 - 3. 主任介護支援専門員
 - 4. その他

※ 記載にあたっては、必要に応じて様式の幅・高さの変更、行の追加をしてください。
ページ数が増加しても構いません。

○その他必要書類

- 資料 1 定款
- 資料 2 役員名簿
- 資料 3 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その 3 の 3）
同意書（堺市税の納税状況調査に関する同意書）
- 資料 4 法人の財務状況に関する書類（損益計算書、貸借対照表、会計監査人又は監査役会
により監査を受けた場合その監査報告書）直近の 3 ヶ年分
- 資料 5 地域包括支援センター運営事業の予算書
（令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日）
- 資料 6 法人の概要がわかるパンフレット等

○応募書類の提出について

- 正本 1 部 様式第 1～6 号及び資料 1～6 の原本を提出してください。
- 副本 10 部 様式第 2～6 号（複写可）を提出してください。

副本は、応募者が判別できるような記載、表現、資料の添付等は一切しないでください。
応募者が判別できる場合には、該当部分を堺市で黒塗りにしますので、十分確認したうえで提出してください。

（例）様式第 2 号「法人の沿革」において

正本「特別養護老人ホーム〇〇を開設」→ 副本「特別養護老人ホームを開設」

※ 様式第 6 号等においても、副本には施設名や事業所名は記載せず、施設やサービス種類の名称を記載してください。

地域包括支援センター応募書

令和 年 月 日

堺市長 殿

(申請者)

所在地
法人名
代表者職氏名

印

令和 年 月 日付けで募集のあった地域包括支援センターの設置運営を行う事業者として応募します。

応募する圏域	
担当者及び連絡先	担当部署
	担当者名
	電話番号
	FAX 番号
	e-mail

法人の概要

令和 年 月 日現在

フリガナ 法人名		代表者名	
主たる事務所の所在地			
設立年月日	年 月 日	職員数 令和2年 月 現在	人
離職率	%	※算出方法は欄外に記載	
法人内の職員の状況	保健師・看護師 人 社会福祉士 人 主任介護支援専門員 人		
法人の沿革			
法人の理念			
実施事業 (介護保険サービス以外で高齢者に関する事業)			
実施事業 (高齢者以外に関する事業)			
関連法人			

※貴事業所の介護保険の指定介護サービス事業に従事する従業員（訪問介護員と介護職員）について、次の方法で算出してください。離職者数/在籍者数×100
 離職者数（平成31年4月1日～令和2年3月31日）・在籍者数（平成31年4月1日時点）

介護保険サービスの実績

(令和2年3月末現在)

サービス種別		箇所数	うち、 堺市内	指 定 年 月	利用定員 又は職員数		利用者数
在宅サービス	居宅介護支援			年 月	職員数	人	人
	訪問介護			年 月	職員数	人	人
	訪問入浴			年 月	職員数	人	人
	訪問看護			年 月	職員数	人	人
	訪問リハビリテーション			年 月	職員数	人	人
	通所介護			年 月	定員	人	人
	通所リハビリテーション			年 月	定員	人	人
	短期入所生活介護			年 月	定員	人	人
	短期入所療養介護			年 月	定員	人	人
	特定施設入所者生活介護			年 月	定員	人	人
地域密着型サービス	小規模多機能型居宅介護			年 月	定員	人	人
	看護小規模多機能型居宅介護			年 月	定員	人	人
	認知症対応型共同生活介護			年 月	定員	人	人
	認知症対応型通所介護			年 月	定員	人	人
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護			年 月	定員	人	人
	夜間対応型訪問介護			年 月	定員	人	人
	地域密着型特定施設入居者生活介護			年 月	定員	人	人
	地域密着型介護老人福祉施設			年 月	定員	人	人
施設	介護老人福祉施設			年 月	定員	人	人
	介護老人保健施設			年 月	定員	人	人
	介護療養型医療施設			年 月	定員	人	人

- ※1 職員数は専門職の実数（事務職は除く）を記載してください。
訪問介護の職員数は、登録ヘルパーを除いた専門職の実数を記載してください。
- ※2 利用者数は令和2年3月31日時点の人数を記載してください。
- ※3 箇所数が複数の場合は、開始年月日は最も早い事業所のものを、利用定員又は職員数及び利用者数は合算を記載してください。

運営方針・事業計画

No. 1

1. 運営方針

①介護保険法、地域包括ケアシステム推進条例及びよりそい安心ほっとプランの趣旨を踏まえた、地域包括支援センターの役割及びセンターの運営方針

②地域包括支援センターが遵守すべき中立性・公平性の必要性及びその確保に向けた取組

③苦情・要望解決のための、マニュアルの整備等の具体的な対応及び体制

④個人情報保護のための、マニュアルの整備等の具体的な対応及び体制

⑤地域包括支援センターの周知に向けた取組

2. 当該日常生活圏域に対する認識・見解

①希望圏域に応募する理由

②希望圏域の地域特性及び把握している地域資源の状況

3. 各業務の方針・計画**(1) 総合相談・支援及び権利擁護業務**

①現状と課題認識

②関係機関とのネットワークづくりの実績及び今後の取組

③権利擁護業務における具体的な取組（高齢者虐待対応、成年後見制度の利用促進、消費者被害防止について）

④高齢者の見守り体制の構築など認知症地域支援体制の推進に向けた取組

⑤堺市地域包括支援センターとしての実績

(2) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

①現状と課題認識

②介護支援専門員の支援に向けた取組

③包括的・継続的ケアマネジメントの体制づくりに向けた取組

④堺市地域包括支援センターとしての実績

(3) 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務

①現状と課題認識

②自立支援と重度化防止の視点からの具体的取組

③堺市地域包括支援センターとしての実績

(4) 在宅医療・介護連携推進

①現状と課題認識

②圏域内での在宅医療・介護連携推進に向けた取組

③堺市地域包括支援センターとしての実績

(5) 地域ケア会議

①現状と課題認識

②地域ケア会議の目的及び目的の達成に向けた取組

③堺市地域包括支援センターとしての実績

4. 地域との連携
(1) これまでの取り組み
①現状と課題認識
②地域（住民、自治会、校区福祉委員会、民生委員児童委員、老人クラブ等）との連携に対する考え方及び連携方法
③地域活動支援の実績
(2) 運営後の予定
5. 職員の確保・定着・質の向上
(1) これまでの取り組み
①現状と課題認識
②法人として、地域包括支援センターの活動を支援する方策
③退職等で職員が欠員となった場合の対応
④法人の人材育成の取組

(2) 運営後の予定

实施体制

設置場所	所在地	堺市
	最寄駅・バス停	駅名称： 距離： m
		バス停名称： 距離： m
	利用者の利便性	※立地条件や交通条件を含め具体的に記載してください。
	形態	法人所有 ・ 賃貸物件 ・ その他（ ）
	併設施設	
	階数	○階建ての○階 （2階以上の場合、エレベーター： 有 ・ 無）
	平面図	<u>事務所の平面図を別途添付し、相談スペースを明示してください。</u>
位置図	<u>事務所の位置図を別途添付してください。</u>	
職員体制	【必須配置の職員】	
	①保健師等	現法人職員 ・ 採用予定（採用方法： ）
	②社会福祉士等	現法人職員 ・ 採用予定（採用方法： ）
	③主任介護支援専門員	現法人職員 ・ 採用予定（採用方法： ）
	【任意配置の職員】	三職種を複数配置する場合や介護支援専門員や事務等を配置する場合。 番号の横に職種を記載。
	④	現法人職員 ・ 採用予定（採用方法： ）
	⑤	現法人職員 ・ 採用予定（採用方法： ）
	⑥	現法人職員 ・ 採用予定（採用方法： ）
時間外等の対応	①窓口開設時間 ②日中の職員不在時及び夜間・休日の時間外対応の体制	①窓口開設時間 ②日中の職員不在時及び夜間・休日の時間外対応の体制

職員の経歴書

1. 保健師等			
フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名			
主 な 職 歴 等			
年 月 ～ 年 月	勤 務 先 等		職 務 内 容
職務に関連する資格			
資 格 の 種 類		資 格 取 得 年 月	
備 考（研修等の受講の状況等）			

※ 資格証の写しを添付すること。

3. 主任介護支援専門員			
フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名			
主 な 職 歴 等			
年 月 ～ 年 月	勤 務 先 等		職 務 内 容
職務に関連する資格			
資 格 の 種 類	資 格 取 得 年 月		
備 考（研修等の受講の状況等）			

※ 資格証の写しを添付すること。

4. その他（ ）			
フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名			
主 な 職 歴 等			
年 月 ～ 年 月	勤 務 先 等		職 務 内 容
職務に関連する資格			
資 格 の 種 類		資 格 取 得 年 月	
備 考（研修等の受講の状況等）			

※1 資格証の写しを添付すること。

※2 配置予定の職員数分、本様式をコピーして作成すること。

地域包括支援センター選定基準について(案)

項目		配点	参考点	
Ⅰ. 法人に関する事項【85点】				
① 法人の概要 (様式第2号)		25点	15 実施事業(介護保険を除く地域包括支援センターなどの高齢者に関する事業や障害福祉、社会貢献を目的とした事業)の実績がある 10 医療等、地域包括支援センターの運営に好影響な事業を実施している	
② 堺市地域包括支援センターの運営実績 (様式第2号)		－10～15点	地域包括支援センター事業評価等を基に以下のとおり加点、減点 10 堺市地域包括支援センターの運営において優れた実績がある 5 平成27年度から選定結果通知日までの間において、本市の定める三職種4名に欠員が生じていない △10 堺市地域包括支援センターの運営において問題がある 例:本市の再三に渡る指導を受けながら、改善が見られないことがあった等	
③ 介護保険サービスの実績 (様式第3号)		20点	15 「介護保険施設」「居宅介護支援」「訪問介護」「通所介護または通所リハビリテーション」「短期入所生活介護または短期入所療養介護」を実施(1つあたり3点) 5 上記以外のサービス実施、箇所数、利用定員、職員数により加点	
④ 法人の経営状況 (資料3～5)		－10～25点	10 雇用動向調査において、職員の離職率が、大阪府のそれと比較し健全である 10 収支決算が健全であり、安定した経営が可能な財政基盤がある 5 経営の効率改善や透明性確保が図られている △10 経営が不安定であると見受けられる要素がある	
Ⅱ. 運営方針・事業計画【100点】				
① 運営方針 (様式第4号)		20点	20 非常に優れている 15 優れている 10 妥当 5 やや不十分 0 不十分	・地域包括ケアシステムの中核機関として認識した、運営方針が明記されているか。 ・公正・中立性の確保のための視点や、サービスの向上に向けた取組が明記されているか。 ・地域包括支援センターの周知を行うよう、ホームページの掲載などの取り組みが計画されているか。 ・苦情等に関して適切な対応がとれるよう体制整備ができているか。 ・個人情報保護の対策としてマニュアル等の整備がなされているか。
② 当該日常生活圏域に対する認識・見解 (様式第4号)		20点	20 非常に優れている 15 優れている 10 妥当 5 やや不十分 1 不十分	・地域の高齢者の実態、地域活動、地域資源等について把握しているか。 ・地域の現状や課題を認識しているか。
③ 各業務の方針・計画 (様式第4号)		20点	20 非常に優れている 15 優れている 10 妥当 5 やや不十分 2 不十分	・介護ケアマネジメント業務について、目標を設定しその達成のために具体的な計画が明記されているか。 ・総合相談支援業務について、目標を設定しその達成のために具体的な計画が明記されているか。 ・権利擁護業務について、目標を設定しその達成のために具体的な計画が明記されているか。 ・包括的・継続的ケアマネジメントについて、目標を設定しその達成のために具体的な計画が明記されているか。 ・在宅医療・介護連携について、目標を設定しその達成のために具体的な計画が明記されているか。 ・認知症地域支援について、目標を設定しその達成のために具体的な計画が明記されているか。
④ 地域との連携 (様式第4号)		20点	20 非常に優れている 15 優れている 10 妥当 5 やや不十分 3 不十分	・地域との連携に関する考え方や役割について具体的に明記されているか。 ・これまでの活動実績を活かして、地域と広くネットワークづくりの構築に期待できるか。
⑤ 職員の確保・定着・質の向上 (様式第4号)		20点	20 非常に優れている 15 優れている 10 妥当 5 やや不十分 4 不十分	・職員の資質の確保のために、相談業務の経験のある職員を配置できるか。 ・職員の資質の向上に向けた研修計画が具体的に立てられているか。
Ⅲ. センター運営に関する事項【115点】				
① 実施体制(設置場所) (様式第5号)		20点	立地条件に応じて以下のとおり加点 5 駅、バス停から400m(又は徒歩5分)以内 5 独立した入口を有している 5 1階である(又はエレベーターがある等、バリアフリーが一定確保されている) 5 人口密集地域である(集合住宅密集地等)	
② 実施体制(時間外対応) (様式第5号)		40点	時間外の窓口開設について、土日祝の午前(概ね9～12時)・午後(概ね12～17時)をそれぞれ1単位とし、該当する時間に窓口を開設している場合1単位＝5点で加点する(例:土曜の午前・午後、祝日の午前に開設する場合:3単位×5点＝15点)。 10 緊急時の連絡体制について、以下を1つ以上満たしていれば加点 センターに電話すると、センター職員が所持する携帯電話に転送される センターに電話すると、併設施設に転送される センターに電話すると、緊急時の電話番号がアナウンスされる	
③ 実施体制(職員体制) (様式第5号) 職員の経歴書 (様式第6号)	保健師等	35点	本市が指定する三職種4名について、以下のとおり加点 10 同一法人または関係法人内から職員を確保できる 5 上記以外の現実的な採用方法・計画がある	
	社会福祉士等		上述の三職種4名それぞれについて、A又はBを加点。両方該当の場合は点数の高い方とする。 A 地域包括支援センター業務に従事した年数 5 満5年以上 3 満3～4年 1 満1～2年	
	主任介護支援専門員		B その他、高齢者の在宅生活支援に関わる相談業務に従事した年数 3 満5年以上 2 満3～4年	
	その他	20点	本市が指定する三職種配置数のほか、更に職員を配置する場合、1名あたり以下のとおり加点(常勤専従以外の場合はそれぞれの半分の点数を加点)。合計点数に関わらず上限は20点とする。 10 三職種 8 介護支援専門員 4 事務職	
合 計		300点		

※ 項目Ⅰ、Ⅱ、Ⅲについて、それぞれ最低点を30点、50点、30点とし、いずれも満たした場合にのみ受託候補者とする。